

年末の交通安全県民運動実施要綱

期間：平成29年12月11日（月）～12月31日（日）

実施事項		
重点	飲酒運転の撲滅	子供と高齢者の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップの推進～
運転者・歩行者等は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は犯罪です。 「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 車を運転するときは、二日酔いなどアルコールが残っていないか確認しましょう。 ○ 飲酒運転を見かけたら、110番通報しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供や高齢者に対する思いやりのある運転を行いましょう。 ○ 高齢運転者は、運転能力に応じた安全運転を心がけましょう。 ○ ハイビームを効果的に活用しましょう。 ○ 横断歩道が近くにある場所では、横断歩道を渡りましょう。
家庭・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さ、問題飲酒が運転や健康に及ぼす悪影響について話し合いましょう。 ○ 車を運転することを知りながらお酒を勧めること、お酒を飲んでいる人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することは犯罪です。お互いに注意し合いましょう。 ○ 「ハンドルキーパー運動」を積極的に推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供や高齢者に対する交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。 ○ 交通上の危険な箇所について話し合い、安全な通行方法などを確認しましょう。 ○ 道路への飛び出しや斜め横断の危険性等について話し合い、家族全員で交通ルール・マナーを守りましょう。
実施機関・団体は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体等を活用し、福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○ 企業・店は飲酒運転撲滅宣言企業（店）の登録に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 ○ 明るい服装で外出することや夜間に反射材用品を着用することを定着させる広報啓発活動を推進しましょう。 ○ 参加・体験型の交通安全講習会等を積極的に開催し、交通安全意識を高めましょう。